

アフリカ豚熱への備え

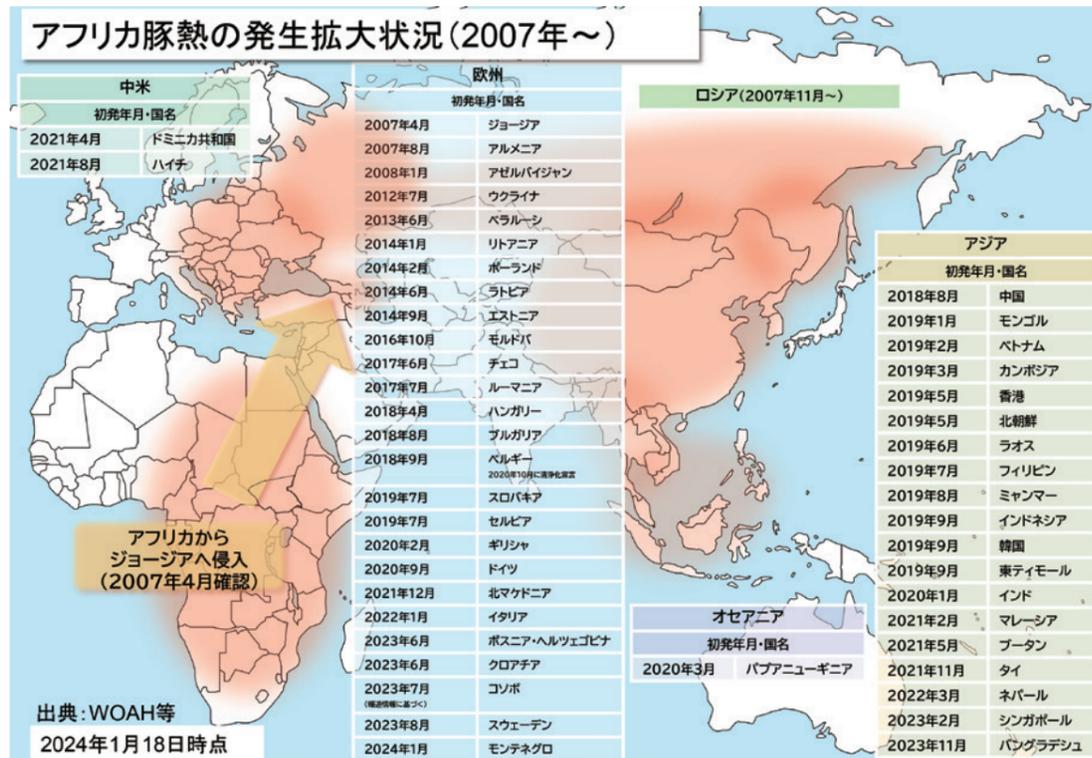
アフリカ 豚熱は、有効な治療法や予防法がなく、その病原性の高さから、ひとたびまん延すれば、長期にわたり畜産業の生産性を低下させ、国民への畜産物の安定供給を脅かす、我が国において最も侵入を警戒すべき伝染性疾患です。アジア地域では、2018年8月に中国において初の発生が確認されて以来、感染の拡大が続いており、我が国への侵入リスクが高まっています。我が国ではこれまでにアフリカ豚熱が発生したことはありませんが、発生への備えとして様々な取組を行っています。

アジアにおける発生状況

アフリカ豚熱は、常在地であるアフリカ大陸から、2007年にコーカサス地域及びロシアへの侵入が確認され、その後東欧から西欧に向け発生地域が拡大し、2018年には中国において発生が確認されて以降、韓国やベトナムをはじめアジア全域にも発生が拡大しています。

特に隣国の韓国では、2019年9月の発生確認以来、飼養豚と野生イノシシで徐々に感染が拡大しています。

特2-1図 アフリカ豚熱の発生拡大状況



水際対策の強化

我が国のアフリカ豚熱対策において最も重要なことは、我が国にウイルスを入れないことです。このため、動物検疫所では、海外から肉製品を持ち込ませないための広報活動や、空海港における水際検疫を実施しています。

航空便、クルーズ船、フェリー等の旅客が携行し、我が国の到着空港等における動物検疫所の検査によって輸入が認められなかった豚肉製品の一部についてアフリカ豚熱ウイルスのモニタリング検査を実施していますが、これまでに100例以上でアフリカ豚熱ウイルス遺伝子が検出されているほか、生きたウイルスが分離された事例もありま

す。このため、動植物検疫探知犬による探知活動や家畜防疫官による口頭質問等の検査の強化を行っています。動植物検疫探知犬は、140頭体制で全国の空海港や国際郵便局において探知活動を実施しています。検疫業務に携わる家畜防疫官についても2022年度末に526名体制に増員したところです。

また、2019年4月からは、海外からの違法な畜産物の持ち込みに対する対応を厳格化しており、肉製品等を持ち込んだ旅客に対して、2023年8月時点までに家畜伝染病予防法違反(輸入禁止品の持ち込み)で6件10名の逮捕事例が発生しました。また、国際郵便物についても日本郵便と協力して検査を強化し、2件4名の逮捕事例が発生しています。

特2-1表 違法な畜産物(携帯品及び郵便物)の摘発上位国

○摘発上位国の状況【携帯品】<令和4年(速報値)>

	国名	件数(件)	重量(kg)
1	ベトナム	8,121(14.9%)	7,869(22.0%)
2	フィリピン	7,411(13.6%)	5,184(14.5%)
3	韓国	4,907(9.0%)	3,297(9.2%)
4	中国	4,217(7.7%)	2,690(7.5%)
5	タイ	4,059(7.5%)	1,787(5.0%)
6	アメリカ	3,802(7.0%)	1,346(3.8%)

※()内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

○摘発上位国の状況【郵便物】<令和4年(速報値)>

	国名	件数(件)	重量(kg)
1	中国	42,020(79.4%)	46,811(54.6%)
2	ベトナム	5,743(10.8%)	33,750(39.4%)
3	アメリカ	1,095(2.1%)	496(0.6%)
4	モンゴル	952(1.8%)	691(0.8%)
5	タイ	891(1.7%)	387(0.5%)
6	韓国	288(0.5%)	373(0.4%)

※()内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

特2-2図 探知犬による探知活動



